

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 南港市場（06-6675-2010）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	入場禁止命令
概要	他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者等に対し、入場を断り、又は退場させることがあります。
根拠法令等 及び条項	食肉処理場条例施行規則第6条（昭和59年規則第34号） （ https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
処分基準	◎次のいずれかに該当するものに対し、入場を禁止し、又は退場させることがあります。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 危険物（処理場の業務の用に供するものを除く。）又はごみその他の廃棄物を携帯する者 (4) 処理場における業務に支障を及ぼす行為を行うおそれがある者 (5) 管理上必要な指示に従わない者 (6) その他市長が管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—